

〔表紙〕

「明治十六年三月

〔朱印〕

永年保存

北甘楽・東西群馬
南勢多郡 人民集
合一件 庶務課

〔朱書〕

「印

書記官

庶務課 印

警部長

警察本署 印

北甘楽郡小幡村貧民共三拾名許、去ル七日
北甘楽郡小幡村貧民共三拾名許（ばかり）、去る七日

同村宝泉寺へ集合、生産会社ヨリ借入金

同村宝泉寺へ集合、生産会社ヨリ借入金

ノ延期ヲ乞ハント、已ニ談判ニ取掛リタル趣聞込、
（の延期を乞（こ）わんと、已（すで）に談判に取り掛りたる趣き聞き込み、

昨十日郡役所ヨリモ郡吏出張、当署ヨリモ巡查

昨十日郡役所よりも郡吏出張、当署よりも巡查

ヲ出張セシメ其景況ヲ探ルニ、七日ニ一度集合シ
（を出張せしめ其（そ）の景況を探るに、七日に一度集合し）

延期、掛合方ハ宝泉寺住職小林林田・長巖寺

延期、掛け合い方は宝泉寺住職小林林田・長巖寺

住職巖川澄善へ委任シ、一同ノ者ハ其後集合

住職巖川澄善へ委任し、一同の者は其の後集合

ハナザ、ル趣、依テ昨日ハ重立候者及両寺ノ住職

（はなさざる趣き、依（よつ）て昨日は重立ち候者及び両寺の住職）

ヲ説諭シ、速ニ委任状ヲ取消シ、一同於テ向後集

（を説諭し、速やかに委任状を取り消し、一同於いて向後（こうご）集）

合セサル旨ノ受書ヲ徴シ置、再ビ集合等ノ患ハ無レ

（合せざる旨の受け書を徴し置き、再び集合等の患（わずら）いはこれ無く）

之候得共、両寺住職ニ於テモ、自己ニハ他へ金円ヲ

（候えども、両寺住職に於いても、自己には他へ金円を）

貸附ケ、不相当ナル利子ヲ徴スル哉ノ風聞モ有レ之、

（貸し付け、不相当なる利子を徴する哉の風聞もこれ有り）

旁予メ其証ヲ挙ケ、将来ヲ懲戒致ス見込ニ

（旁（かたがた）予（あらかじ）め其の証を挙げ、将来を懲戒致す見込みに）

候、此段上申候也

（候、此の段上申候也）

富岡警察署長

明治十六年十二月十一日

警部 小島金八郎 印

長官代理

森大書記官 殿

追テ御参考迄ニ委任状写壱冊相添候也

（追って御参考迄に委任状写し壱冊相添え候也）